

政 教 第 133 号
令和3年5月12日

課 (室) 長
県 立 学 校 長
教 育 事 務 所 長 殿
県総合教育センター所長

岡山県教育庁教育政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準等について (通知)

このことについて、現在、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルで示すレベル2の対応をしていますが、感染力の高い可能性がある変異株のまん延等により、県内の感染状況がステージⅣに引き上げられたことや、県立学校においても、連日、感染者が発生している状況等を踏まえ、県立学校の行動基準については、県の保健福祉部と相談の上、5月13日以降は、レベル3としますので、下記のとおり御対応をよろしく願います。

なお、このことについて、市町村(組合)教育委員会にも情報提供しておりますので御承知おきください。

記

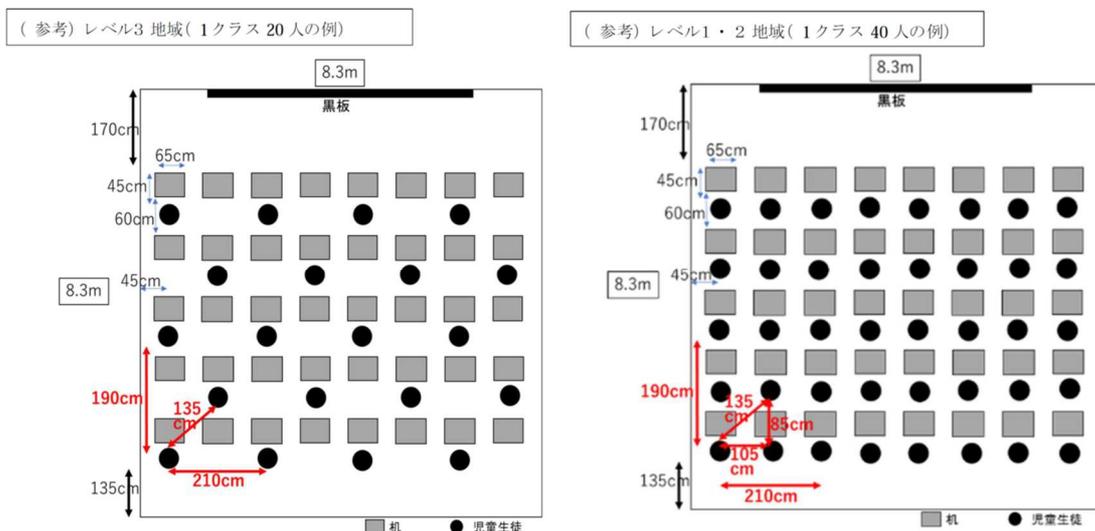
1 レベル3における主な感染症予防対策

(1) 教育活動

- ①以下の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わないこと。
- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

②児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保して、座席を配置すること。

(参考)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver 6」P44・45



※これらあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

(2) 給食

- ・配膳の過程を省略できる品数の少ない献立を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供するなどの工夫をすること。

(3) 部活動

- ・別途保健体育課及び生涯学習課から通知する内容に留意すること。

2 その他の感染症対策の徹底

(1) 感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践の徹底

- ・「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。

(2) 児童生徒に対する指導の徹底

①生活指導

- ・休日に友人宅に集まり、大人数や長時間に及ぶ飲食やマスクなしでの会話をしないこと。
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。

- ・屋外における大人数による飲食を自粛すること。
- ・地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。
- ・県外との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント、集客施設等）に行くことは慎重に検討すること。特に、体調に不調を感じている場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- ・日々の検温等を実施するなど、自らの健康状況に留意すること。
- ・軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通学、外出等を止めること。

②飲食の場面の指導

- ・弁当などを食べたり、登下校時にやむを得ず飲食する際には、向かい合っ
て食事をしない、身体的距離をできるだけ確保する、食事中的の会話は控える、
歓談は食事後に必ずマスクを着用して行うなど、感染予防を徹底すること。
- ・食事前後の手洗いを徹底すること。

【本件問い合わせ先】

県教育庁教育政策課 教育企画班

電話 (086) 226-7571

新型コロナウイルス変異株緊急事態に対する協力要請

5月14日(金)～5月31日(月)

岡山市及び倉敷市全域における協力要請

飲食店等

食品衛生法に基づく店舗
テイクアウト、デリバリー除く
カラオケボックス含む

■営業時間短縮の要請

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

大規模集客施設

(生活必需品を取り扱う売り場除く)

■営業時間短縮の協力依頼

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

岡山県全域における協力要請

県民

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 黙食や個食、会話の際のマスク着用など感染予防を徹底
- 路上・公園等における飲酒の自粛
- バーベキューなど屋外における大人数による飲食の自粛
- 地域で集まって行う会食やカラオケなどの自粛
- 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用の自粛
- 県外との不要不急の往来は極力控える
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

イベント 主催者

- 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントの自粛
- イベント、催物の開催方法の変更・延期の検討
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限の徹底
- 参加人数制限(人数上限:5,000人、収容率:大声無100%以内、有50%以内)

事業者

- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組
- 社員食堂において、座席数を減らす、休憩時間の幅を持たせる
- 寮などの共同生活の場での感染防止対策の徹底
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催の自粛

飲食店等

- アクリル板等設置、座席の間隔確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底
- カラオケ設備の使用自粛

学校

- 学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」の周知
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛
- 寮における感染防止対策の徹底